

◆一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、昭和 59 年以前の取得及び取得原価が不明なものは原則として再調達原価としています。

開始後については、原則として取得原価とし再評価は行わないこととしています。なお、開始時及び開始後に適正な対価を支払わずに取得したものは、原則として再調達原価により評価しています。ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地又は寄附を受けた物品等で再調達価格が不明なものは、原則として備忘価額 1 円により評価しています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 出資金のうち、市場価格があるもの

会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としています。

② 出資金のうち、市場価格がないもの

出資金額をもって貸借対照表価額としています。

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしています。

また、出資先団体である（公社）新潟県私学振興会の純資産額は、正味財産合計に出資金を加えた額で算出しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法により行っています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に基づき、定額法により行っています。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により計上しています。

② 退職手当引当金

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づく将来負担比率の算定における、退職手当支給予定額に係る負担見込額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及びそれらに係る法定福利費のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

なお、少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3か月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及び工作物の計上基準

物品及び工作物については、原則として取得原価又は再調達原価が50万円以上のものを計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

金額が50万円未満であるときは、修繕費として会計処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

なし

3 重要な後発事象

なし

4 偶発債務

なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象範囲（対象とする会計）

一般会計

有線テレビ事業特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

なし

③ 出納整理期間について

出納整理期間（令和7年4月1日から令和7年5月31日まで）を設けています。

また、財務書類の作成基準日は、会計年度末（令和7年3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています（地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）。

④ 表示単位（端数処理等）

表示単位未満の金額は四捨五入により処理しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	13.0%	43.4%

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

9,752,796 千円

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

1,221,755 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

ア 範囲

令和7年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

なし

② 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

なし

③ 地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

30,471,325 千円

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素
標準財政規模

16,426,428 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,354,578 千円
将来負担額	46,327,193 千円
充当可能基金額	8,476,151 千円
特定財源見込額	1,698,267 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	30,471,325 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

イ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 業務・投資活動収支

2,971,434 千円

② 既存の決算情報との関連性

項目	歳入	歳出
歳入歳出決算書（一般会計）	30,505,576 千円	28,393,417 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	88,833 千円	80,936 千円
繰越金に伴う差額（一般会計等）	△2,248,304 千円	-
相殺消去等	△22,206 千円	△22,206 千円
資金収支計算書（一般会計等）	28,323,899 千円	28,452,147 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（有線テレビ事業特別会計）の分だけ相違します。なお、上記会計間での取引について相殺消去しており、その分の金額だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	4,071,119 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	560,367 千円
未収債権、未払債務等の増減	541,005 千円
減価償却費	△5,542,929 千円
賞与等引当金繰入額	△344,708 千円
退職手当引当金繰入額	△295,314 千円
徴収不能引当金繰入額	△2,896 千円
資産売却損	△2,255 千円
資産売却益	36,821 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△978,790 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 3,020,000 千円

一時借入金に係る利子額 なし